

# 産業建設常任委員会

日 時 平成30年9月18日（火）午前10時00分～

場 所 第3委員会室

---

## 1 開議

## 2 事務局日程説明

## 3 要望について

- (1) 国道423号の全面復旧（法貴峠バイパス）の早期完成に関する要望書
- (2) 開発許可権限の移譲について執行部に改めて協議を求める要望

## 4 所管分付託議案審査（説明～質疑）

### 【まちづくり推進部】

- (1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）所管分
- (2) 第48号議案 市道路線の認定及び変更について

### 【産業観光部】

- (1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）所管分

### 【上下水道部】

- (1) 第2号議案 平成30年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- (2) 第4号議案 平成30年度亀岡市水道事業会計補正予算（第1号）

## 5 討論～採決

## 6 その他

- (1) 議会だよりの掲載内容について
- (2) わがまちトークの対応について



平成30年9月3日受理  
(持参)

2018年9月3日

亀岡市議会議員 湊 泰孝 様

### 要 望 書

件 名 国道423号の全面復旧（法貴峠バイパス）の早期完成に関する要望書  
要望の要旨

国道423号は、京都中部地域の企業には、産業道路として大阪とを結ぶ事実上唯一の道路であるばかりか、住民には通勤、通学、買い物に欠かせない道路です。しかも、買い物などの利用は京都府民だけでなく、隣接の大阪府、兵庫県の方もおられます。大変な事態です。全面復旧（法貴峠バイパス）の早期完成に向けて取り組みをお願いします。

#### 要望の理由

1 崩落した箇所付近は、平成30年7月豪雨の際、600mm近くの雨が降りました。

道路崩壊は峠のなかのヘアピンカーブで発生し、人目につきにくい箇所です。火山性土質のため、復旧工事は困難です。応急対策として、仮設道路（片側交互通行、10トンの大型車通行規制）が検討されています。

しかし、本格復旧まで、トレーラーなどの長尺車両は、国道372・173号をとおり兵庫県篠山市、猪名川町などを經由して、大阪に入ります。このコスト増だけで事業所には大きな負担です。（亀岡 IC から新御堂筋まで、約46kmであったのが約82kmになります。山道ですので1時間ぐらい違います。）

迂回路通勤となるため雇用環境も心配です。子ども達の教育環境、日常の買い物、病院なども心配です。

しかし、亀岡市執行部は、国道423号促進について、極めてつたない手法をとっています。例えば、現実には事業執行を行い極めてむづかしい条件に関わらず、全力で努力している京都府南丹土木事務所に要望し、激励し、バックアップする動きさえとっていません。

また、9号のダブルルートという現京都府知事が今の段階では単なる構想であることを理解していないのか、現時点でその促進をお願いするなど、的外れの動きを取っています。併せて申し上げますと、府道嵯峨亀岡線の新丸太町延伸は非現実的な空論です。嵯峨嵐山地域は絶対に受け入れません。

代替路線は同じ災害で被害を受ける可能性の高い地域では意味がありません。阪神淡路大震災のとき、国道9号でなく、国道372号が大きな役割を果たしたことを想起願います。

災害対応のためにも、国道423号（法貴峠バイパス）の早期完成が必要なのです。

要望者

亀岡市篠町馬堀池の下27-5

松尾 寛治

# 国道423号（法貴峠）の崩落現場の現況

2018. 9. 6



崩落場所の上部から



崩落場所の下側から



崩落場所付近の路面



台風21号によると思われる断線  
(崩落箇所の少し亀岡側)

国道423号（法貴峠）における災害復旧  
に向けた取り組みについて

平成30年8月20日  
京都府南丹土木事務所

京都府内では、平成30年7月豪雨により甚大な被害が発生し、国道423号（法貴峠）においても大規模な崩土が発生しました。

これまでに、崩落状況を把握するための測量や土質調査を実施し、現在、復旧工法について検討しているところです。

本格的な復旧作業につきましては、引き続き工法の検討、関係機関との調整が必要な状況ですが、応急対策として、普通乗用車及び亀岡市ふるさとバス（長さ6.99m、幅2.08m）が通行できるように仮設道路の設置を検討しており、その取り組みにつきまして下記のとおりお知らせします。

記

1 被災状況等

- 1) 被災箇所 : 亀岡市曾我部町法貴地内（裏面位置図参照）
- 2) 被災日時 : 平成30年7月6日21時頃に被災状況を発見  
※ 当該箇所については、雨量規制基準を超えていたため、7月5日22時から通行止めを実施していた。
- 3) 被災状況 : 延長約50mの区間において、半車線が崩落している状況（裏面写真参照）

2 これまでの取組

- 1) 現地測量の実施（7月12日～19日）
- 2) 土質調査の実施（7月13日～26日）
- 3) 復旧工法の検討（7月18日～）  
※ 崩落した法面については、土質調査の結果から構造物を支持できる地盤が非常に深い位置にあることが判明しています。  
そのため、本復旧工法については、さらに検討を要する状況です。

3 応急対策について

- 1) 普通乗用車及び亀岡市ふるさとバスを対象とした幅員4mの仮設道路を整備し、片側交互通行規制による通行を確保する予定としています。  
※ 仮設道路は、カーブ区間の曲線半径が小さい（R=15m）ため、10tダンプトラック等の大型車については、通行できません。  
ご理解、ご協力賜りますよう、何卒よろしくお願い致します。
- 2) 仮設道路につきましては、8月下旬から工事着手する予定であり、概ね2ヶ月程度で完成する見込みです。  
※ 完成時期については、天候等により遅れる場合がありますので、予めご了承ください。
- 3) なお、応急対策後の本復旧工事につきましては、大掛かりな工事となる見込みであり、本復旧工事着手後、完成までには半年以上かかるものと考えています。

【問い合わせ先】

京都府南丹土木事務所 道路計画室 佐野、小松、永井

TEL 0771-62-0268





2018年9月3日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

要 望 書

件 名 開発許可権限の移譲について執行部に改めて協議を求める要望  
要望の要旨

京都府から開発許可権限の移譲を受けたことは、亀岡市にとって効果がないばかりが負担を伴いますので、京都府に改めて協議されますよう、働きかけた

要望の理由

亀岡市は、前市長時代に京都府に要望し、都市計画法の関係規定による開発許可権限の移譲を受けました。

しかし、予定されている既存集落の開発は、現行の京都府の開発許可に関する基準で十分対応ができます。

また、前市長時代に京都府に要望されたが、地方自治法第252条の17の2第3項に定められた市議会議決を経ておらず、議会無視といわざるを得ません。

さらに、権限移譲の方式も、京都府への要望時から判明していましたが、全国でもまれな方式（都道府県の開発審査会の審査を受けない方式）です。

執行部において、前市長の残務整理として京都府と協議され、開発許可制度に関する京都府・亀岡市の適切な役割分担、開発許可制度の適切な運用ができますように、市議会として働きかけをしていただきますよう、お願い申し上げます。

現実に先行している保津町では、自治会長の経験者さえ、亀岡市から地域指定及び用途指定は聞いていないと伺っています。

市民要望に基づかない亀岡市の動きは極めて異常です。想定される市民が望まない開発が起これば、亀岡市は止めることはできません。

早急な対応について調査審査をお願いいたします。

要望者

亀岡市篠町馬堀池の下27-5

松尾 寛治

要望書への回答はお粗末すぎます。

要望者の主な主張	亀岡市の主な回答	現実の実態																	
<p>1 権限移譲のあり方と事務処理能力を点検すべきである。 (政令市等並みの権限移譲で、本市は経験もなく特定行政庁でもないため処理困難)</p>	<p>全国状況（全部委任 343 市町村、うち非特庁 149 市町村、うち調整区域あり 61 市町村）（H30.6 月時点）からみても、特異な権限移譲ではない 権限移譲にあわせ開発許可係を新設、H29 年度に開発許可 16 件、建築許可 11 件を処理、特段の支障は生じていない → 担当課長（府派遣）1 名、許可係 3 名で対応中。今後とも府の助言も得ながら人材育成、事務処理能力の向上に努める</p> <p>注（松尾付記） 非特庁＝特定行政庁でないこと。 ＝建築確認事務が移譲されていない市町村</p>	<p>政令指定都市、中核市、施行時特定市（おおむね 20 万人以上で指定された市）以外の市町村が権限移譲を受け場合は、都市計画法では、事務処理市町村と定められている。 この事務処理市町村にあつては、亀岡市のいう『特区』の指定などについては、各府県の開発審査会で扱っているが、亀岡市だけが市長が決めることとなっている。</p> <p>亀岡市職員は、権限移譲前については、開発許可事務の経験はない。また、複雑な案件は 29 年度以降処理事例はない。 開発許可事務は、現実には違法行為の是正・指導、摘発などが現実的には主な事務である。ほとんどのケースは、土木事務所が所管している建築基準法に基づく措置が現実には有効である。「連携」との言葉だけでは実施できるものではない。現に違法案件は増加している。 亀岡市は、従前の指導経緯の引継書も入手していない。現実的に対処できていない。</p>																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="439 1286 1122 1374">主な指定用途</th> <th data-bbox="1122 1286 1330 1374">府基準</th> <th data-bbox="1330 1286 1581 1374">市基準</th> <th data-bbox="1581 1286 1906 1374">効果</th> <th data-bbox="1906 1286 2181 1374">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="439 1374 1122 1449">自己用住宅・兼用住宅</td> <td data-bbox="1122 1374 1330 1449">○100m<sup>2</sup>以上</td> <td data-bbox="1330 1374 1581 1449">○150m<sup>2</sup>以上</td> <td data-bbox="1581 1374 1906 1449">規制強化</td> <td data-bbox="1906 1374 2181 1449"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="439 1449 1122 1546">非自己用住宅(分譲住宅)・兼用住宅</td> <td data-bbox="1122 1449 1330 1546">×</td> <td data-bbox="1330 1449 1581 1546">○</td> <td data-bbox="1581 1449 1906 1546">必要性があるのか不明</td> <td data-bbox="1906 1449 2181 1546"></td> </tr> </tbody> </table>	主な指定用途	府基準	市基準	効果	備考	自己用住宅・兼用住宅	○100m <sup>2</sup> 以上	○150m <sup>2</sup> 以上	規制強化		非自己用住宅(分譲住宅)・兼用住宅	×	○	必要性があるのか不明				
主な指定用途	府基準	市基準	効果	備考															
自己用住宅・兼用住宅	○100m <sup>2</sup> 以上	○150m <sup>2</sup> 以上	規制強化																
非自己用住宅(分譲住宅)・兼用住宅	×	○	必要性があるのか不明																

小規模店舗、飲食店	△	△	日用品店舗等、コンビニなど沿道サービス施設は可能、その他個別に検討
農産物直販所、農家レストラン	○	○	
アトリエ、事務所	必要性があれば可	○	極めて粗い表現、地元同意はどうか
簡易宿泊所（用途変更する場合に限る。）	○	○	表記方法が危険
<p>○法に基づく開発許可制度の施策で、関係機関調整や法手続きを経て決定、線引き制度に反するものではない。</p> <p>→ 指定する区域や用途は、「市街化を促進する恐れのないもの」で、かつ、「市街化区域で行うことが困難なもの」である必要がある。</p> <p>→ ①区域は、すでに集落を構成している範囲を原則地形地物界で区域設定（別添）。</p>		<p>京都府の市街化調整区域に関する基準について、「既存集落」、「他の基準」とを区分して検討することは無意味である。そもそも「既存集落」制度は、都市マスタープランに位置図けることが不可欠である。亀岡市の都市マスタープランの記載内容は、方向性だけで、地域の記載もなく、「特区」指定自体が不適切である。</p>	

<p>2 分譲住宅の許容は、線引き制度の崩壊に繋がりに、税負担の公平性を欠く</p>	<p>→ ②用途は、低層住居専用地域で許容される用途を基本。とりわけ分譲住宅は、周辺との調和、調整区域の趣旨から市街化区域では実現が困難な「敷地面積300㎡以上で家庭菜園等が可能な敷地」を条件としており、一般的な市街地での分譲住宅とは性質が異なる。</p> <p>→ 本制度は、あくまで既存集落を維持するため、すでに集落として構成されている区域の範囲内において、市街化調整区域で許可できる用途を追加するものであって、積極的な公共施設整備や住宅地開発を促進するものではないため、税徴収には馴染まないと考える。</p>	<p>具体的にいえば</p> <p>ア 開発許可制度の基本が理解できていない。</p> <p>イ 都市計画マスタープランには、地域を明確にした記述がない。</p> <p>ウ 住宅団地を認めることは、「市街化を促進する恐れのあるもの」であり、「市街化区域で行うことが適切なもの」である。</p> <p>エ すべてに市民等が家庭菜園を必要とするものではなく、そもそも家庭菜園は開発行為といえるのか疑問である。開発行為と解釈するならば、測量費など多額の負担を市民等に押し付けることになる。</p> <p>オ 300㎡は関係者全員の合意がなされているのか極めて疑わしい。150㎡についても同様である。</p>
<p>3 権限移譲時に市議会の議決が必要であった</p>	<p>議決不要（地方自治法第252条の17の2第1、2項の規定（府から市への協議）に基づき適切に実施済）、府見解も同じ</p>	<p>地方自治法第257条の17の2には第3項、第4項があり、市町村が権限移譲を要請（「要望」も同じ。）する場合は、市町村議会が必要とされている。</p> <p>京都府は、京都府が手続として、亀岡市と協議したから、京都府の行為は瑕疵がないと言っているに過ぎない。亀岡市のことは亀岡市の問題であるとしている。確認されたい。</p>

<p>4「特区」指定の過程での公告縦覧手続きが不適切であった</p>	<p>公告縦覧は市公告式条例、市告示方式の特例（訓令）の規定どおり実施済</p>	<p>亀岡市公告式条例第2条第2項では、「亀岡市公報に登載することをもって、公告式とする。ただし、時宜により、市役所の掲示場にこれを掲示し、公報登載に代えることができる。」と定められている。</p> <p>この「時宜により」とは「時期にあった」などの意味であり、急ぐ理由はあったのか。公報に登載し、周知を図ることが優先する。したがって、条例解釈誤りといわざるを得ない。</p>
------------------------------------	--	--

- 1 市議会において、利権を誘導するような資料を公表することの問題性の自覚がない。
- 2 開発担当課が、地域振興施策を実施すること自体が組織として、いかがなものか。
- 3 既存集落の振興に当たっては、雇用をはじめ様々な施策を総合的に計画し、具体的に事業化する必要がある。また、古民家などの活用は、京都府の制度活用などを含めて取り組むべきと思われる。
- 4 最大の問題は、保津町の方が、知らないうちに亀岡市主導で手続が進められている。
- 5 保津町、河原林、馬路などでは、線引き後も、住宅において、小規模製造業など問題なく行われている。地域と共存されているため、違法性の議論さえないが、今回の『特区』により、表面化される可能性がある。
- 6 今回の対応が事実上の線引廃止と見なされた場合（亀岡市が判断するのではなく、関係省庁が判断するもの）、どのような問題が生じるのか調査済みなのか。
- 7 良好な住宅団地ならば、地区計画、土地区画整理事業の活用がある。事業主体も分からないまま強引に進める動機はどうか。

## 亀岡市ブロック塀等緊急防災除却費補助事業（案）について

### <安全なわが家の耐震化促進事業費>

#### 1. 事業の目的

地震時におけるブロック塀等の倒壊被害を防止するため、通学路を含む一般の通行の用に供する道などに面する民地内の安全性に疑義のあるブロック塀等の除却を促進する。

#### 2. 事業概要

##### (1) 補助対象

以下の全ての要件を満たすブロック塀等※の除却（ブロック部分は全部除却するものに限る）

ブロック塀等：コンクリートブロック造、レンガ造、石造その他の組積造又は補強コンクリートブロック造（門柱を含む）

○一般の通行の用に供する道又は公園等に面するもの

○地盤面からの高さが80cm以上（かつ、ブロック塀の場合は3段以上）のもの

○自主安全点検の結果、建築基準法令に基づく点検内容に不適合又はひび割れ、傾斜等があるもの

##### (2) 補助率、補助限度額

【補助率】 3/4

補助金 [経費の3/4 (上限15万円)]			[経費の1/4]
市) 1/4	府) 1/4	国) 1/2	所有者負担

※6/18（大阪北部地震発生日）以降の遡及適用分など、国、府の補助要件に該当しないものは市単費（市が3/4負担）

※経費が20万円を超える場合、超えた費用は所有者負担

【補助対象工事費】 除却費用と13千円/㎡（見付面積）※のいずれか少ない額

【補助限度額】 150千円

<平均的な除却工事費の試算（参考）>

① 平均見付面積：26㎡	← 緊急点検結果（不適合43件分 [6月実施時]）の平均見付面積 ※最終件数は69件（43件 [6月] +16件 [8月追加点検]）
② 単 価：13,000円/㎡	← ※公共建築工事積算基準による
③ 平均除却費用：338,000円	(①×②)
④ 平均自己負担：188,000円	(③-20万円)+5万円 (20万円×1/4)

#### 3. 予算計上額

○平成30年9月補正 4,500千円

#### 4. その他

○平成31年度までの緊急措置として創設（※平成32年度以降は状況を見て改めて判断）

○9月議会承認後に補助制度を正式公表し、10月中旬頃から受付開始（予定）

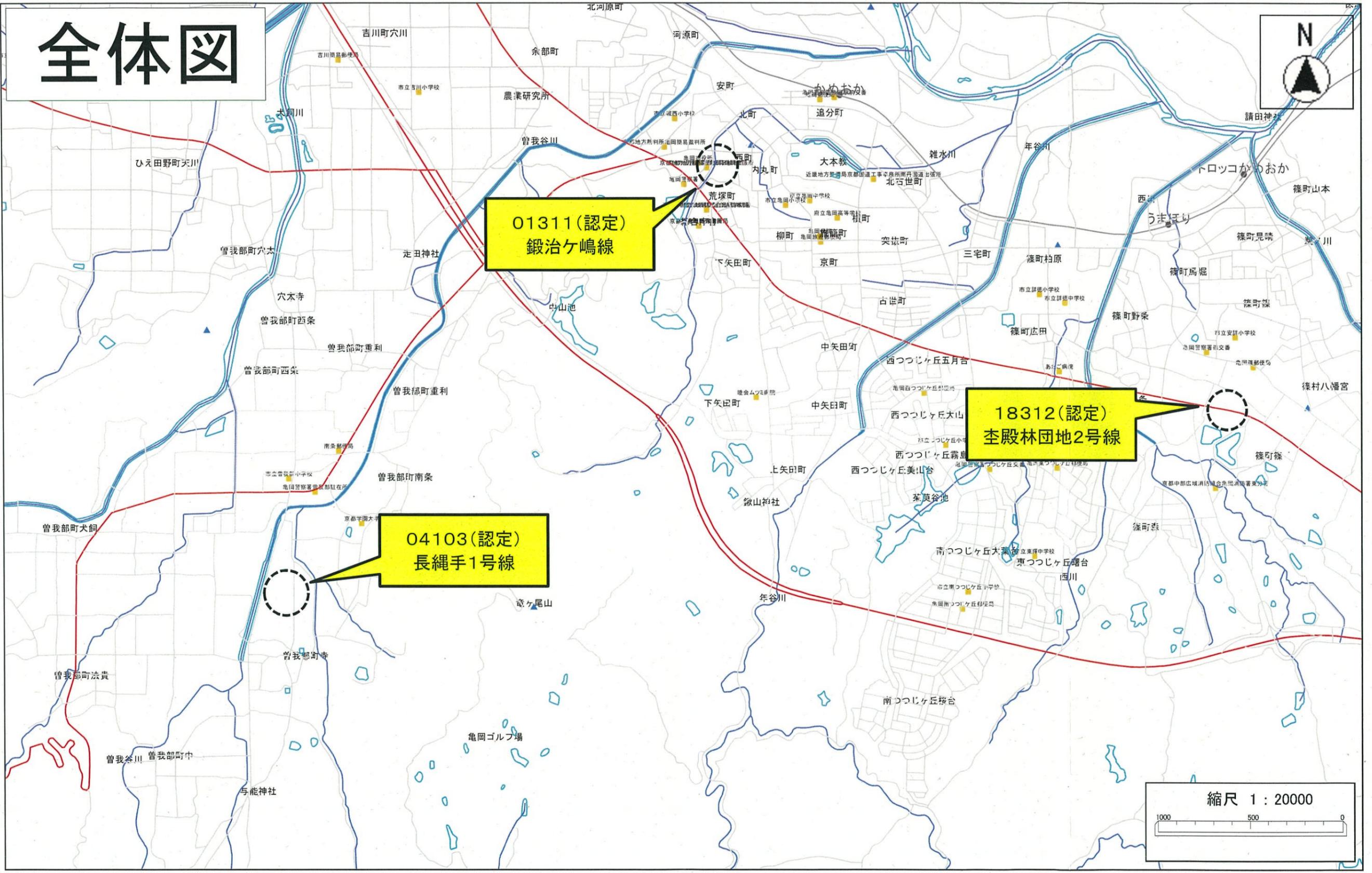
○ブロック塀等除却後の生垣設置は（公財）亀岡市都市緑花協会の助成制度の活用が可

【助成額：4千円/㎡以内、かつ、50千円限度】

平成30年亀岡市議会定例会9月産業建設常任委員会 第48号議案 市道路線の認定及び変更 概要

路線名	延長 m	幅員		事業概要
		最小 m	最大 m	
<b>市道認定</b>				
(荒塚町) 1) 鍛冶ケ嶋線	67.60	6.00	12.13	都市計画法に基づく開発地域内の道路であり、今回認定要件が整ったため、新たに市道に認定するものです。
(曾我部町) 2) 長縄手1号線	199.57	6.00	6.03	都市計画法に基づく開発地域内の道路であり、今回認定要件が整ったため、新たに市道に認定するものです。
(篠町) 3) 杵殿林団地2号線	63.45	6.00	12.00	都市計画法に基づく開発地域内の道路であり、今回認定要件が整ったため、新たに市道に認定するものです。
<b>市道変更</b>				
(大井町) 1) 西台団地1号線 変更前 変更後	247.95 258.95	6.00 6.00	6.52 6.52	大井町南部土地区画整理事業内道路の、市道路線廃止にともない、既存の市道路線の終点を変更するものです。

# 全体図



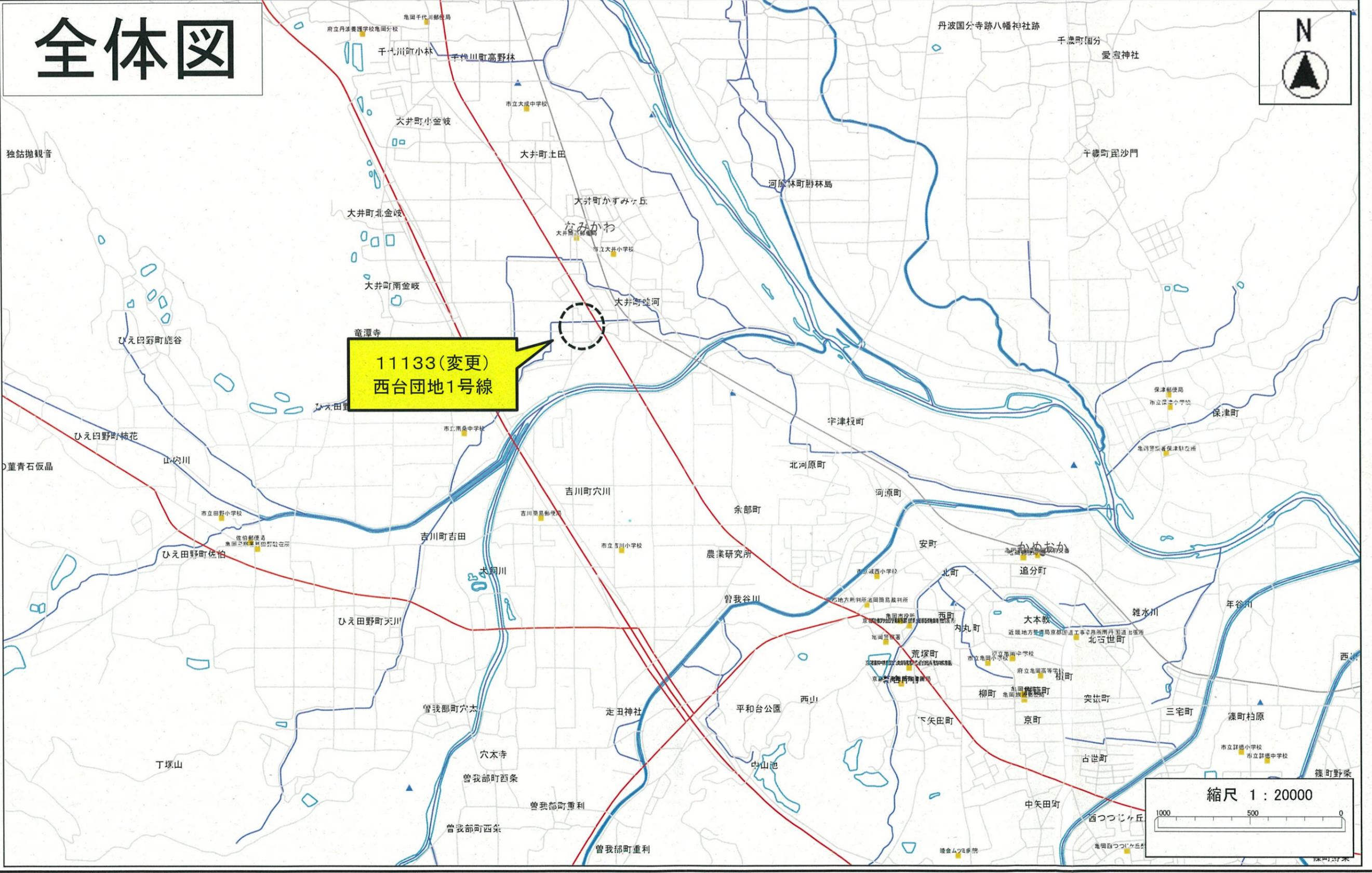
01311 (認定)  
鍛冶ヶ嶋線

04103 (認定)  
長縄手1号線

18312 (認定)  
杵殿林団地2号線



# 全体図



独鈷拋観音

重青石飯晶

丁塚山

府立丹波養護学校亀岡分校

千代川町小林

大井町小金岐

大井町北金岐

大井町南金岐

童澤寺

市立南島中学校

市立田野小学校

佐伯郵便局

ひえ田野町天川

曾我部町穴太

穴太寺

曾我部町西条

亀岡千代川郵便局

千代川町高野林

市立大成中学校

大井町土田

大井町かすみヶ丘

なみかわ

市立大井小学校

大井町並河

市立南島中学校

吉川町穴川

市立吉川小学校

吉川町吉田

市立吉川小学校

吉川町高野林

市立吉川小学校

大洞川

曾我部町穴太

曾我部町西条

曾我部町西条

曾我部町西条

曾我部町西条

曾我部町西条

曾我部町西条

曾我部町西条

曾我部町西条

河原林町勝林島

大井町並河

市立大井小学校

丹波国分寺跡八幡神社跡

千歳町国分

愛宕神社

千歳町民沙門

丹波国分寺跡八幡神社跡

千歳町国分

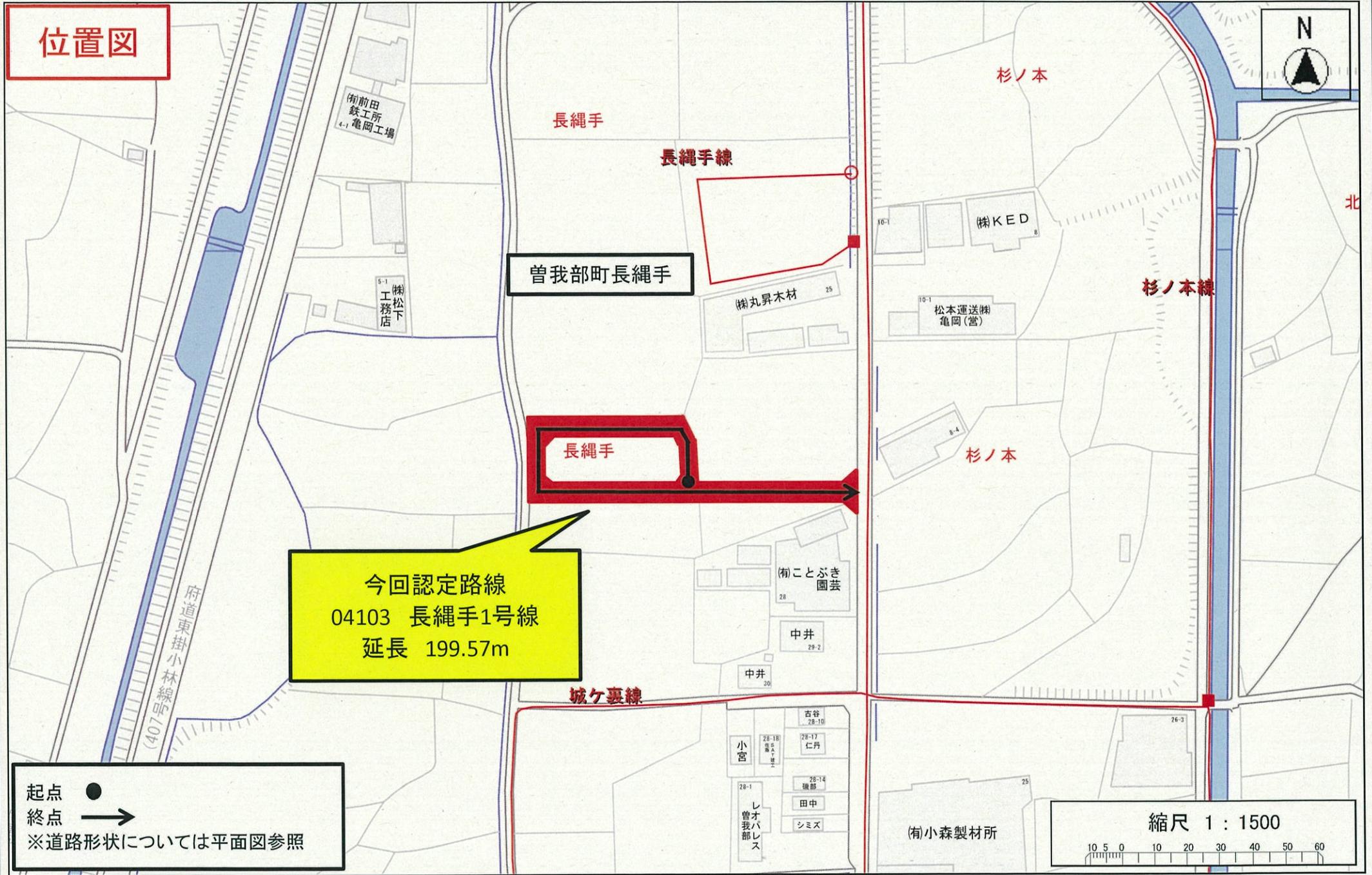
愛宕神社

千歳町民沙門





# 位置図



今回認定路線  
 04103 長縄手1号線  
 延長 199.57m

起点 ●  
 終点 →  
 ※道路形状については平面図参照

縮尺 1 : 1500  
 10 5 0 10 20 30 40 50 60

長縄手1号線 起点

起点→終点



長縄手1号線 終点

終点→起点



# 位置図



今回認定路線  
18312 杵殿林団地2号線  
延長 63.45m

篠町杵殿林

篠町合戦野

起点 ●  
終点 →  
※道路形状については平面図参照





# 位置図

大井南部2号線

大井町並河3丁目

国道9号

既認定路線  
11133 西台団地1号線  
延長 247.95m

変更後  
11133 西台団地1号線  
延長 258.95m

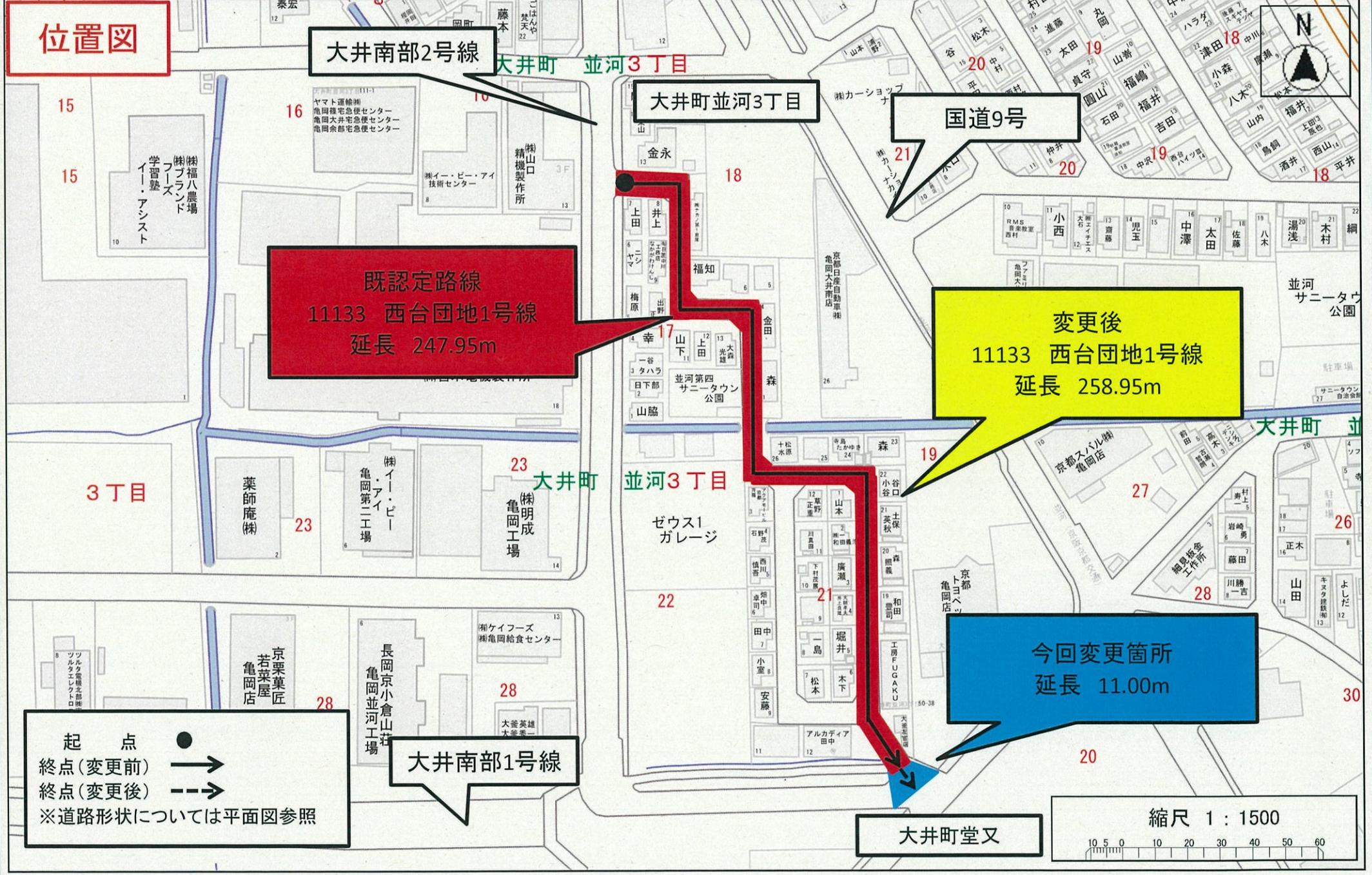
今回変更箇所  
延長 11.00m

起点 ●  
終点(変更前) →  
終点(変更後) - - ->  
※道路形状については平面図参照

大井南部1号線

大井町堂又

縮尺 1 : 1500



西台団地1号線 起点

起点→終点



西台団地1号線 終点(変更前)

終点(変更前)→起点



西台団地1号線 終点(変更後)

終点(変更後)→起点



## わがまちトーク班編成及び役割分担

開催日・会場・テーマ	宮前町 10.16(火)20:00～ 宮川公民館 ・宮前町の地域振興について ・西部地区に救急センターの設置について	千歳町 10.22(月)19:30～ 千歳町自治会館 ・高齢化の進行とまちづくりについて ・農業振興について	本梅町 10.24(水)13:30～ ほんめ町ふれあいセンター ・当町のまちづくりについて ・高齢者福祉対策について	畑野町 11.4(日)10:00～ 畑野町公民館 ・人口減少と高齢世帯が増加する中、 畑野町を元気づける方策について	東本梅町 12.1(土)20:00～ 東本梅町ふれあいセンター ・東本梅町の活性化について ・安心、安全の町づくりについて
司会					
開会挨拶	湊議長	小松副議長	小松副議長	湊議長	湊議長
総務文教常任委員会	議員	議員	議員	議員	議員
	議員	議員	議員	議員	議員
環境厚生常任委員会	議員	議員	議員	議員	議員
	議員	議員	議員	議員	議員
産業建設常任委員会	議員	議員	議員	議員	議員
	議員	議員	議員	議員	議員
閉会挨拶					
受付担当					
写真担当					
要約筆記担当					
マイク担当					
会場責任者					
広報広聴会議	小川議員、三上議員	石野議員、富谷議員	山本議員、齊藤議員	平本議員、奥村議員	並河議員、奥村議員
集合時間	19:00	18:30	12:30	9:00	19:00